

令和8年度「学習・交流センター鳥取」施設内の夜間受付業務を  
委託契約の相手方に決定した記録簿

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 契約の相手方の決定方法及び<br>選定基準 | <p>(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定された者であること。<br/>本条項号に謳われている「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第2項に規定するシルバー人材センターである。</p> <p>(2) 令和8年度鳥取市競争入札参加資格（物品・役務等）で別表営業種目表における営業種目「20：役務」のうち、「20-9：人材派遣」、「20-11：その他」のいずれかを登録している者であること。<br/>令和8年度（物品・役務等）参加資格者名簿の中に、営業種目「20：役務」のうち、「20-11：その他」に登録されている。</p> <p>(3) 「契約担当職員が特に必要と認める事項」を誠実かつ適切に行える見込みがあること。<br/>誠実かつ適切に行えると判断する。</p> <p>(4) 鳥取市内に本社、営業所等を有する者であること。<br/>本市内に事業所がある。</p> <p>(5) 本市の予算額の範囲で業務遂行できる者であること。<br/>見積金額は予算の範囲内である。</p> <p>(6) 特定随意契約参加申込書を本市に提出し、本市の審査に適合すること。<br/>特定随意契約参加申込書の提出を受け、本市の審査に適合すると判断する。</p> |
|-----------------------|---|